

変更内容	延岡市の考え方	利用者からの同意	変更箇所への記載方法	利用者(家族)及びサービス担当者等への周知方法	支援経過記録への記載
① 事業所の名称変更	単なるサービス提供事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する。	口頭	介護予防サービス・支援計画書を見え消し	周知方法は問わないが、確実に周知すること	①軽微な変更該当する状況(日時、内容、周知した事実) ②軽微な変更と判断するに至った担当計画作成者の考え
② 目標期間の延長(通所型・訪問型サービス)	通所型・訪問型サービスCの目標やサービス内容が変わらない単なる期間の延長については、「軽微な変更」に該当する。 補足:通所型・訪問型サービスCの期間を延長する場合は、事前に健康長寿のまちづくり課へ申請が必要になるため注意すること。	口頭	介護予防サービス・支援計画書を見え消し	周知方法は問わないが、確実に周知すること	①軽微な変更該当する状況(日時、内容、周知した事実) ②軽微な変更と判断するに至った担当計画作成者及び専門職(通所型・訪問型サービスC)の考え
③ 目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なるサービス事業所変更については、「軽微な変更」に該当する。 例:サービス提供事業所の休止・廃止に伴い事業所を変更する場合。	口頭	介護予防サービス・支援計画書を見え消し	周知方法は問わないが、確実に周知すること	①軽微な変更該当する状況(日時、内容、周知した事実) ②軽微な変更と判断するに至った担当計画作成者の考え

変更内容	延岡市の考え方	利用者からの同意	変更箇所への記載方法	利用者(家族)及びサービス担当者等への周知方法	支援経過記録への記載
④ 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	<p>アセスメント(モニタリング)の結果、課題、目標、サービス種別が変わらない、単なるサービス内容の変更の場合は、「軽微な変更」に該当する。</p> <p>例:通所型サービスで機能訓練の一環として実施していた集団体操を個別体操に変更。</p> <p>補足①:例えば、通所型サービスで実施している入浴介助を訪問型サービスでの入浴介助に変更する場合は、サービスの種別が変わるため、ケアプランの再作成が必要。</p> <p>補足②:医師やサービス担当者等の専門的見地からの意見を聴取し、記録を残すこと。</p>	口頭	介護予防サービス・支援計画書を見え消し	周知方法は問わないが、確実に周知すること	<p>①アセスメント(モニタリング)の結果</p> <p>②医師やサービス担当者等の専門的見地からの意見を含む軽微な変更 に該当する状況(日時、内容、周知した事実)</p> <p>③軽微な変更と判断するに至った担当計画作成者の考え</p> <p>④当該計画の有効性及び期待できる効果を含む担当計画作成者の判断</p>
⑤ 担当計画作成者の変更	<p>契約している介護予防支援事業所における担当計画作成者の変更(ただし、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者 と面識を有していること。)のような場合には、「軽微な変更」に該当する。</p>	口頭	介護予防サービス・支援計画書を見え消し	周知方法は問わないが、確実に周知すること	<p>①軽微な変更 に該当する状況(日時、内容、周知した事実)</p> <p>②軽微な変更と判断するに至った担当計画作成者の考え</p>

共通事項

- ※1. サービス提供の曜日、回数、時間の変更については、利用者(家族)及びサービス担当者
に周知することで事足りるものとする。
- ※2. 変更箇所への記載については、事業所が持っている原本を見え消し修正し、変更内容を周知すること。
- ※3. 上記取扱いを行っていなかった場合は指導の対象となる。